

本号で公布された
法令のあらまし

不動産公有化法
法令のあらまし

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

この政令は、公布の日から施行する。
附則
　　経済産業大臣　　宮沢　　洋一
　　内閣総理大臣　　安倍
　　晋三

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一七一号（内閣官房））

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二百四十九号）

平成二十七年四月三日
内閣総理大臣 安倍晋三

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第
一七二号）（経済産業省）
北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、
経済産業大臣の承認を要する期限を平成二九年
四月一三日までとすることとした。（附則第三項
関係）
この政令は、公布の日から施行することとし
た。

の番号の利用等に関する法律の施行日
を定める政令
内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

た。この政令は、公有の日から施行することとし
た。

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 山本早苗
財務大臣 麻生太郎
輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに
公布する。

出貿易管理令の一部を改正する政令をここに示す。

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣 安倍晋三

113

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

に基づきこの政令を制定する。

八号)の一部を次のように改正する
附則第三項中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。